

令和5年2月犬山市議会定例議会会議録

第1号 2月21日（火曜日）

◎議事日程 第1号 令和5年2月21日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針演説
- 第5 第1号議案から第45号議案まで
(議案上程説明)

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針演説
- 日程第5 第1号議案 犬山市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 第2号議案 犬山市個人情報保護審査会条例の制定について
- 第3号議案 犬山市消防庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第4号議案 犬山市総合計画審議会設置条例の一部改正について
- 第5号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について
- 第6号議案 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第7号議案 犬山市税条例の一部改正について
- 第8号議案 犬山市手数料条例の一部改正について
- 第9号議案 犬山市子ども・子育て会議条例等の一部改正について
- 第10号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11号議案 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 犬山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第13号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第14号議案 犬山市職員の再任用に関する条例の廃止について
- 第15号議案 犬山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

- 第16号議案 犬山市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 第17号議案 犬山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 第18号議案 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 第19号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第20号議案 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第21号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第22号議案 犬山市職員の降給に関する条例の一部改正について
- 第23号議案 犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について
- 第24号議案 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第25号議案 犬山市行政財産の目的外使用料条例等の一部改正について
- 第26号議案 犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第27号議案 楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第28号議案 犬山市基本構想及び基本計画の策定について
- 第29号議案 投石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第30号議案 市道路線の廃止について
- 第31号議案 市道路線の認定について
- 第32号議案 令和5年度犬山市一般会計予算
- 第33号議案 令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算
- 第34号議案 令和5年度犬山市犬山城費特別会計予算
- 第35号議案 令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算
- 第36号議案 令和5年度犬山市介護保険特別会計予算
- 第37号議案 令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
- 第38号議案 令和5年度犬山市水道事業会計予算
- 第39号議案 令和5年度犬山市下水道事業会計予算
- 第40号議案 令和4年度犬山市一般会計補正予算（第16号）
- 第41号議案 令和4年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）
- 第42号議案 令和4年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第3号）
- 第43号議案 令和4年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第44号議案 令和4年度犬山市水道事業会計補正予算（第5号）
- 第45号議案 訴え提起前の和解について

◎出席議員（18名）

1番	畑 竜 介 君	12番	中 村 貴 文 君
2番	小 川 清 美 君	13番	岡 覚 君

3番	長谷川 泰彦 君	14番	水野 正光 君
4番	大井 雅雄 君	15番	三浦 知里 君
5番	岡村 千里 君	16番	諏訪 毅 君
8番	鈴木 伸太郎 君	17番	久世 高裕 君
9番	柴田 浩行 君	18番	柴山 一生 君
10番	大沢 秀教 君	19番	吉田 鋭夫 君
11番	玉置 幸哉 君	20番	ピアンキ アソニー 君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原 達也 君	統括主査	松澤 一悦 君
主査 補	高橋 万祐子 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸 君	副市長	江口 俊也 君
教育長	滝 誠 君	経営部長	鈴木 良元 君
市民部長兼防災監	中村 誠 君	健康福祉部長	高木 衛 君
都市整備部長	森川 圭二 君	都市整備部次長	飯吉 勝巳 君
経済環境部長	中村 達司 君	教育部長	中村 浩三 君
子ども・子育て監	長瀬 尚美 君	消防長	大澤 満 君
企画広報課長	井出 修平 君	総務課長	長谷川 敦 君

午前10時00分 開議

◎議長（三浦知里君） ただいまから、令和5年2月犬山市議会定例議会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（三浦知里君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、3番 長谷川泰彦議員、18番 柴山一生議員を指名いたします。

日程第2 議会期間の決定

◎議長（三浦知里君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。2月定例議会の議会日程は、配付いたしました議会日程案のとおり、本日から3月17日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

令和5年2月定例議会 議会日程（案）

議会期間：25日間（2月21日（火）～3月17日（金））

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	2. 21	火	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説 ○議案上程説明
第2日	22	水		○精 読
第3日	23	Ⓣ		○休 会
第4日	24	金		○単行案件・補正予算案件に対する 議案質疑・委員会付託・討論・採決
第5日	25	Ⓛ		○休 会
第6日	26	Ⓜ		○休 会
第7日	27	月		○精 読
第8日	28	火		○精 読
第9日	3. 1	水	午前10時	○一般質問
第10日	2	木	午前10時	○一般質問
第11日	3	金	午前10時	○一般質問
第12日	4	Ⓛ		○休 会
第13日	5	Ⓜ		○休 会
第14日	6	月	午前10時	○一般質問
第15日	7	火		○休 会
第16日	8	水	午前10時	○議案質疑
第17日	9	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第18日	10	金		○全員協議会
第19日	11	Ⓛ		○休 会
第20日	12	Ⓜ		○休 会
第21日	13	月		○部門委員会
第22日	14	火		○部門委員会
第23日	15	水		○部門委員会
第24日	16	木		○休 会
第25日	17	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は25日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（三浦知里君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

市長から地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した旨の報告が3件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

次に、去る2月3日開催されました第123回愛知県市議会議長会定期総会に、議長、副議

長及び事務局長が出席いたしましたので、その顛末を各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針演説

◎議長（三浦知里君） 日程第4、施政方針演説を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 皆さん、おはようございます。市長に就任をさせていただき初めての議会となります。緊張感を持って、集中力を高めて臨んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、今議会に提出いたしました令和5年度当初予算をはじめ、諸議案の審議をお願いするに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきます。議員各位並びに市民皆様のご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

社会情勢の変化が速い時代だからこそ、改めて犬山が、地方が強くならなければならないと思っています。それは、どこにでもある金太郎あめのようなまちではありません。犬山にしかできない新しいまちづくりです。他にはまねのできない地域づくりを考えていかなければならないのです。

犬山には、その潜在力も可能性もあります。なぜなら歴史的自然的地域資源と人財、交通アクセスに恵まれているからです。

だから、人が離れていく遠心力から、人を引きつける求心力のある犬山づくりによって、犬山はもっと成長し、犬山はさらに輝くのだと思っています。

それには、慣例や前例に捉われず、知恵と工夫、スピード感を持って適正な判断と実行で、夢と希望の持てる市政運営が求められます。

そして、市民皆さんの生活を守るために、犬山市役所がより一層頼れるところだと感じてもらえるよう職員とともに、市民皆さんに寄り添って対応をしていかなければなりません。その意識を強く持ちながら、子どもへの未来の投資と子どもの成長を支える教育、みんなで支え合う高齢者と福祉、皆さんに寄り添う市役所づくりで、温かい犬山を目指し、施策の展開を図っていきます。

また、犬山市にある7つの鉄道駅と地域を結んで、新しい犬山づくりと地域の活性化、新たな財源の確保につなげていきます。

こうした子どもや高齢者、皆さんが社会と向き合える「やさしい」犬山で、皆さんが「げんき」になって、その結果、人口減に歯止めがかかり、子どもが増え、働き世代が移住・定住し、企業が誘致でき、地域経済が活性化する。そして誰もが住みやすくなる。そんな求心力があって、皆さんが真ん中にいるやさしくげんきなあたたかい犬山を創出していきます。

こうした点から、令和5年度当初予算について、その全体像をお示しした上で、主要施策について、部局ごとにご説明申し上げます。

ただし、令和5年度当初予算は、市長就任から時間が限られていたことから、予算が積み上げられていた中での予算編成とさせていただきましたが、これからの展開も見据えつつ、

補正予算などで積極的に原カラーを見せていきたいと考えています。

令和5年度当初予算の規模につきましては、一般会計では、281億7,568万6,000円となり、対前年度比では6.7%、17億6,197万8,000円の増額、特別会計と企業会計を合わせた全会計の総額では、484億4,437万6,000円となり、対前年度比では4.2%、19億6,222万6,000円の増額で、当初予算としましては過去最大の予算規模となりました。

一般会計のうち歳入につきまして、まず、市税では、令和4年度からの増収を見込み、個人市民税は、1億7,779万9,000円の増額となる42億1,776万円、法人市民税は、1億2,168万2,000円の増額となる9億236万5,000円、その他諸税を合わせた市税全体では、4億2,468万9,000円の増額となる118億1,414万1,000円を計上しました。

次に、地方消費税交付金につきましては、原資となる地方消費税の増額が想定されていることから、令和4年度と比べ、1億1,016万9,000円の増額となる18億7,031万5,000円を計上し、地方交付税におきましても、原資となる国税で増収が想定されることなどを受け、令和4年度と比べ、1億8,897万円の増額となる17億8,301万5,000円を計上しました。

また、財源確保の面としまして、ふるさと納税です。本格的な取組から、工夫と不断の努力の積み重ねにより毎年着実に増加させてきました。令和4年度には、寄附金では、これまで目標としてきた10億円の獲得を達成することができる見込みとなりました。これに満足することなく、さらなる獲得を目指し、令和4年度と比べ、1億円の増額となる11億円を計上しました。

一方、市債では、市税や地方交付税等の増額に伴い、臨時財政対策債で、令和4年度に比べ3億6,095万4,000円の減額となる2億8,795万2,000円を見込みました。事業債の活用にあたっては、財政規律を重視し、市債全体では、犬山南小学校整備事業債7億2,660万円を計上していながらも、令和4年度に比べ1億5,914万6,000円の増額となる12億9,425万2,000円に抑えています。

歳出につきましては、予算科目の款別で金額の大きな順に申し上げます。社会保障費が多く含まれる民生費が102億3,490万5,000円で全体の36.3%を占めます。次いで犬山南小学校の整備費が含まれる教育費が42億6,294万3,000円、11億円のふるさと納税の基金への積立金が含まれる総務費が42億1,115万9,000円と続いています。

なお、歳入と歳出の乖離である財源不足分につきましては、財政調整基金からの繰入金により補填しました。補填後の基金の残高は、約19億3,000万円を確保しています。

引き続いての先の見えない社会情勢にあっても、幸いにも現時点における市税収は堅調に推移する見込みです。しかし、今後の財政需要はもとより、突発的な自然災害に備えるなど、市債残高の減少や基金残高の確保を意識しながら、長期的に安定した財政運営を維持させるために、実施すべき事業を見極めました。

これ以降は、主要施策を部局ごとに申し上げます。

初めに「経営部」です。

令和5年度から新たに始まる、第6次犬山市総合計画の「まちの将来像」を実現するため、「市民の暮らしの豊かさの向上のために」を考え方の基本に、持続可能なまちづくりを進めます。

当市への移住・定住を促進するため、住むまちとしての魅力を伝えるシティプロモーションについて、若者世代への情報発信を強化します。さらに、移住・定住相談窓口を設置し、ワンストップで相談に対応できる体制を整備します。

市民への広報が変わります。広報紙の発行回数を月1回に切り替え、民間業者による全戸配達を行います。それに伴いSNSや動画などをさらに活用し、効果的な情報提供を行っていきます。また、市民の皆さんの生の声をお聞きし、施策に反映させるために、市長と市民の意見交換の場を拡充してまいります。

整備計画に基づき全庁的に進めている公共施設や公衆トイレの洋式化について、令和5年度は不老公園等4施設を改修します。

利便性の高い市民サービスの提供や効果的・効率的な行政運営を行うため、ICT等の最新技術の研究・導入を進めてまいります。

現在計画的に進めている手続のオンライン化については、令和5年度も積極的に推進し、80手続を追加します。また、各種相談やイベントの申し込みなどをオンラインで予約するシステムを新たに導入し、手続手法を拡大することで、市民の利便性向上や事務の効率化を図ってまいります。

次に「市民部」です。

市民活動・地域活動の支援については、つながる拠点である協働プラザを中心に、地域活動の担い手の育成や地域の課題解決に向けた事業の充実を図ってまいります。

楽田ふれあいセンターは、令和5年6月頃にリニューアルし、楽田地区の地域活動の拠点として一層の利用促進を図るとともに、令和5年7月から楽田出張所をセンター内に移転し、運用を開始する予定です。

また、羽黒地区における新たな活動の拠点として、南部公民館のレストラン跡を整備するよう、地域の方々と将来の活用方法等を話し合いながら取り組んでいきます。

みんなで支え合う社会の実現には、市内に在住している外国人市民の力も欠かせません。令和5年度は、現状を把握するための実態調査を行い、外国人市民が具体的に必要とする支援などの整理を行い、多文化共生の取組に生かしていきます。

防災については、令和5年度の総合防災訓練を城東中学校で実施します。市民を中心とした実践的な訓練を行うことで、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、災害時に備え、ペットとの同室避難や福祉避難所の開設訓練を繰り返しながら、避難所運営の改善に努めてまいります。

公共交通については、令和4年度に実施をしたデマンド交通の実証実験の検証結果などを反映させ、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの構築を目指していきます。

わん丸君バスは、地域や市民の皆様からの要望や意見を踏まえ、令和5年12月の見直しに向け準備を進めます。その中で、栗栖地区、今井地区、池野地区の中学生が、それぞれの中学校まで通学に利用できるよう調整を図ってまいります。

防犯対策では、引き続き防犯カメラを計画的に増設し、安全で安心なまちづくりの推進に努めていきます。

次に「健康福祉部」です。

複雑化する地域生活課題に対応するため、重層的支援体制整備事業計画に基づき、ふくし総合相談窓口を中心とした世代や属性を超えた支援体制の構築を進めます。

手話言語など障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図る条例の制定に向け、団体等へのヒアリングを実施します。

高齢者の保健福祉施策の推進を図る基本指針として、令和5年度に「第9次介護保険事業計画」及び「第10次高齢者福祉計画」の策定を行います。

認知症対策については、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現のため、認知症サポーターの参画を推進します。

地域で育つ子どもたちが正しい知識と理解を持って、自分でできる範囲で認知症の方やその家族を応援できるキッズサポーターを育成します。また、既に認知症サポーター養成講座を受講した方に、実践の場で必要となる認知症に関する知識や、必要に応じて手助けをするための対応スキルが修得できる「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、既存の認知症サポーターの掘り起こしを進めます。

加えて、認知症の方やその家族を支える体制を整え、市内各地区のチームオレンジの立ち上げや取組を支援するために、各地区高齢者あんしん相談センター職員に認知症地域支援推進員の有資格者を増やします。

認知症診断の無償化について、調査・研究を進めてまいります。

高齢者の元気に働くことを通じた生きがいづくりのため、シルバー人材センター会員の配分金を改善できるよう、市委託料の増額を行います。

国民健康保険では、医療費に係る県納付金に対応するため、保険税率を引き上げます。

また、子育て世帯の負担軽減を図るために、国の決定に基づき、出産育児一時金を増額し、妊婦の産前・産後期間4か月分の国保税の均等割・所得割分の免除を実施します。

医療・保健の分野では、高齢者の虚弱状態であるフレイル状態を早期発見し、要介護状態にならずに健康寿命を延ばすための取組を進めます。

具体的には、60歳と70歳の方への成人歯科健診に口腔機能のチェックを追加するとともに、75歳のフレイル口腔検診を新たに開始します。

また、目のフレイル状態の早期発見のため、市独自の緑内障検診の継続実施に加え、新たに65歳と75歳を対象にアイフレイル検診を実施します。

深刻な後遺症を残す可能性のある帯状疱疹の発症予防については、新たに予防接種を受けた方への助成制度を創設します。

母子保健分野では、保健センター内、子育て世代包括支援センターで令和5年2月から開始した出産・子育て応援交付金事業に合わせ、妊娠期から出産、子育てに寄り添う支援を充実し、産後ケア事業の助産師による自宅への訪問支援を開始します。

次に「都市整備部」です。

「安心して快適な暮らしを支え、多様な『住まい方』『働き方』を実現する人中心の都市づくり」を基本理念とした、新しい都市計画マスタープランの策定と並行して進めてきた立地適正化計画については、令和5年度末に策定を完了します。

これまで市民交流センター整備や犬山駅西広場整備、彩雲橋トイレ整備などの事業を5か

年で進めてきた、都市再生整備計画は、令和5年度が最終年度となります。そのため、令和6年度からの新たな5か年計画の策定に着手します。

新たな幹線道路による東西軸の確保に向けた事業として、「蟬屋長塚線」について、基本設計に着手します。

また、「楽田桃花台線」については、早期に事業効果が発現できる現在の道路用地幅による拡幅工事に着手します。

都市基盤の未整備な市街地対策として、五郎丸西地区の暫定用途解除区域の排水路整備に向けた用地買収を進めるとともに、橋爪五郎丸地区計画内の道路の整備や狭隘道路の改善については、引き続き取り組んでまいります。

ゲリラ豪雨による冠水対策では、羽黒新田・楽田西地区の工業団地周辺の五ヶ村排水区について、令和5年度の完了を目指し調整池の整備を進めてまいります。

また、愛知県が実施する砂防事業の進捗に合わせて、池野富士地区の大門沢排水路の整備に着手をします。

市道の維持補修については、令和3年度から着手している市道犬山公園小牧線の舗装改修計画を、残り8年から4年短縮するため、予算を倍以上に増額し、早期の改修工事完了を目指します。

また、通学路の安全対策として、「犬山市通学路交通安全プログラム」の方針に基づく安全対策工事について、令和4年度に、令和7年度までの予定工事を実施しています。また、新たな実施計画による事業を令和5年度以降も進め、これまで以上に、小中学校に通う生徒たちの安全確保が図れるように取り組んでまいります。

企業会計である水道事業及び下水道事業については、持続可能な水道・下水道を目標に、市民に安心・安全なサービスを提供できるよう、将来に向けて積極的な設備投資を進めていく方針としています。

その基本方針に基づき、水道事業については、全浄水場・配水池等の給配水状況をリアルタイムで把握するための遠方監視システム更新工事や、毎年のように国内のどこかで発生している大規模地震に備え、水道施設の耐震化工事を引き続き実施し、安定した水の供給を目指します。

下水道事業については、計画的に市街化区域及び前原台団地の管渠整備を進めます。また、既存下水道施設の適正な維持管理を行い、不明水の削減を図る方針としています。

これを踏まえ、令和5年度は、五条川右岸処理区の犬山西古券地区11.8ヘクタールの整備を進めていきます。

五条川左岸処理区については、前原台団地内の整備を引き続き進め、令和9年度末での供用開始に向けて着実に進めていきます。

次に「経済環境部」です。

環境施策については、2050年カーボンニュートラル実現に向けた、計画的かつ総合的な取組を加速させます。

そのため、まずは、市が率先して取組を行うため、市役所の事務及び事業に関する行動計画である「地球温暖化対策実行計画」を全面的に改訂し、令和6年度からの本格実施につな

げます。

計画の具体的な内容としては、「LED化」や、施設の新設や建て替えに合わせた「ZEBの実現」とともに、公共施設への「太陽光発電の最大限の導入」を予定するため、計画の改訂前には設備導入の可能性を調査します。

また、引き続き、市民の積極的な取組を後押しするため、既存住宅の断熱改修や、高効率給湯器の取替えに対する補助を継続します。また、個人住宅用への地球温暖化対策設備の設置、燃料電池自動車や電気自動車の購入への補助を行います。

そのほか、都市美化センター建設の地元補償事業として、整備予定の2つの広場実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

城東地区については、全ての用地の取得が完了次第、整備工事に着手します。善師野地区については、令和4年度に整備場所を確定し、覚書を再締結したことから、予定地である善師野公民館西側の土地の測量を行います。

2市2町で構成する尾張北部環境組合で進めている広域の新ごみ処理施設の建設については、構成自治体として適切な事業推進が図られるよう取組を進めてまいります。

産業振興においては、様々な施策を積極的に推進してまいります。

地域経済対策について、事業者ごとに異なる経営課題に個別に対応していくため、現在実施している専門家による事業継続支援事業を、引き続き実施してまいります。

働く場所を創出するため、産業集積誘導エリアを拡大し、企業誘致に向けた取組を進めます。

沿道のにぎわいによる活性化を促進するため、商業集積ラインについてもエリアを拡大し、民間事業者と連携し、商業立地促進を図ります。

一方、市内にある企業の事業拡大の支援も行います。

愛知労働局と締結した「雇用対策協定」に基づき、地域の雇用確保に取り組むとともに、合同企業説明会を開催いたします。

消費者行政につきましては、犬山市消費生活センターを拠点として、相談体制の充実・強化に取り組んでまいります。

農業施策においては、令和5年度も引き続き、農産物のさらなるブランド化や新規就農者の掘り起こし、農産物等の付加価値向上補助金による6次化支援、耕作放棄地対策、イノシシ対策など、犬山の農業を守るため、農業振興を総合的に進めてまいります。

中でも、農産物のブランド化については、犬山を代表する特産物である「犬山の桃」をはじめ、「じねんじょ夢とろろ」、シルバー人材センターのミニトマト（おいしい花子）など、関係団体や農業関係者と協働しながらPR活動を促進してまいります。

観光施策については「犬山市観光戦略」に基づき、持続可能な観光まちづくりを目指し、実践と検証を進めます。

市民生活と観光客との共存と調和に向けて、城下町地区住民と行政との対話を令和5年度も引き続き開催し、事業者やまちづくり団体等の参画も促しながら、共存のためのルール作りと観光振興によって地域が潤う仕組みづくりを目指します。

また、城下町地区を中心に、安全確保と円滑な交通誘導のため警備体制を強化します。

木曽川の河川空間を生かしたまちづくりについては、河畔の遊歩道をはじめとした河川空間全体の魅力を高めるための整備の在り方について引き続き検討を行うとともに、地域の皆様と一緒に利活用の可能性を探る実証事業を行ってまいります。

花火大会は、8月1日から10日までの間にロングラン花火として内容を工夫して実施します。合わせて「宵のいぬやマルシェ」を開催し、木曽川河畔での夜のにぎわいづくりに努めます。

木曽川うかい事業については、木曽川観光株式会社と連携し、伝統漁法の保存継承と、当市の主要な観光コンテンツとしてさらなる磨き上げを図ります。

栗栖地区では、令和4年度に続いて栗栖園地の拡大整備を進め、アウトドア空間としての利便性や魅力を高めます。

また、名古屋鉄道株式会社と連携し、通年での観光プロモーションを展開します。効果的な宣伝や広報により、犬山観光のブランド力強化を図ります。

魅力ある観光地づくりには、多様な観光コンテンツの造成は欠かせません。犬山市観光協会と連携し、市民が担い手となって観光客に提供する体験型観光メニューの造成支援や、市と観光協会が自ら新たなコンテンツを開発するなど、様々な事業者とともに連携して積極的に取り組んでまいります。

次に「教育部」です。

新たな子育て支援策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食費の無料化を進めてまいります。まずは、進学準備で費用がかさむ小学6年生と中学3年生を対象に、令和5年9月から開始し、その後、段階的な拡大を目指してまいります。

読解力の向上を図るため、「正しく読む」「豊かに読む」力を高めるよう、引き続き各校の授業改善や、読書量増加に向けて取組を進めてまいります。

GIGAスクール構想の推進については、情報機器の活用により、分かりやすく楽しい授業づくりができているかどうか、PDCAサイクルを確立し、内容の検証と改善を進めるよう支援をしていきます。

次に、大規模改修事業を進めている犬山南小学校は、令和7年度の完了を目指し、令和5年度は、北舎の新校舎建設工事を進め、令和6年2月に新校舎の供用を開始する予定です。また、南舎長寿命化改良工事に向け、実施設計業務を進めてまいります。

犬山南小学校の次に整備を予定している城東小学校と城東中学校は、現況の校舎や体育館の耐力度調査の結果に基づき、どう整備を進めていくか、基本構想に着手していきます。

小中学校施設の長寿命化計画に基づき、東小学校の非構造部材の改修を行い、犬山西小学校や犬山中学校の屋上防水工事をはじめ、教育環境に支障を来す設備などの改修工事を行い、教育環境の保全に努めます。

また、小中学校のエアコンは、普通教室への設置が完了したことから、理科室や美術室などの特別教室の設置に向けた設計業務を令和5年度に行い、令和6年度の設置を予定しています。

その後は、中学校の体育館への設置を進めてまいります。

小学校を優先して進めてきた少人数学級は、国や県の対象学年が5年生まで拡大されるこ

とから、人員配置の見直しがさらに可能となりますので、中学校へ非常勤講師を3名追加し、小中全ての学年で少人数学級を実施してまいります。

さらに、新たに教科担任制対応教員を3名配置し、小学校高学年での教科担任制を導入してまいります。身体の障害や学習に困難を抱える児童生徒の学びを保障するため、特別支援教育支援員3名を加配します。

また、中学校の部活動は、持続可能な部活動の実施に向け、学校と地域の連携に取り組めます。

第3期子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、令和5年度は、就学前児童や小学生児童の保護者を対象に、子育てに関するニーズ、子育て支援サービスの利用状況、利用意向、子育て世帯の生活実態、要望等を把握するため、アンケート調査を実施します。

合わせて、小・中・高校生を対象に、本来、大人が担うべき、家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」の実態調査を行い、課題の洗い出しをします。

新橋爪・五郎丸子ども未来園整備事業は、令和7年4月開園に向け、令和5年度の造成工事に続き、令和6年度にかけて建設工事に着手します。

新羽黒保育園整備事業では、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定し、事業者と覚書を締結します。今後は、建設場所の旧市民プールを解体し、事業者との整備・運営に向けた協議や事業者による建設工事が行われ、令和8年4月の開園を目指します。

現在の子ども未来園の抱える課題として、建築当初の3歳以上児を対象とした環境整備が、3歳未満児の保育ニーズの増加により時代に合わなくなり、3歳未満児の環境整備が不十分となっています。この課題解決のため、令和5年度に未満児対応用の室内遊具を設置し、床暖房など保育室の改修や、トイレの段差解消、床材の変更などを、令和7年度にかけて集中的に実施してまいります。

病児保育事業については、社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院に事業受託いただくこととなり、令和5年度に、病院敷地内で施設整備を行っていただき、令和6年度事業開始に向け、具体的な委託内容について協議してまいります。

日常生活において医療を必要とする児童、いわゆる「医療的ケア児」を、市内子ども未来園で受け入れるため、備品購入や専属の看護師を委託で対応します。

屋内型キッズスペースの整備については、先進地事例を参考に、施設の規模や機能などを検討していきます。

市民総合大学については、新たに若者世代を対象とした講座の展開に加え、幅広い世代の市民が、講座を通じ郷土に誇りと愛着を持てるよう、魅力ある講座を実施します。

また、次世代を担う子どもたちの生きる力を育むため、豊かな自然や、日本の伝統文化に触れる講座を展開している「子ども大学」では、新たにスポーツを学ぶ講座を開設し、座学だけではなく実際に体を動かして学ぶ喜びを体験する講座を充実します。

市民文化会館については、「市民展」や「市民芸能祭」など市民参加型の行事の展開に加え、大ホールの舞台貸しや音楽演奏会、楽団の練習など「もっと身近に」をコンセプトに、市民が文化に親しみを持って、より利活用いただける施設として展開します。

また、南部公民館展示室をはじめ、市内の施設において作品展示が可能なスペースの情報を発信することで、作品発表の場と鑑賞する機会を創出し、市民が文化に触れる機会の充実に努めます。

市立図書館では、令和4年度に着手した図書館のICT化を計画的に推進するため、図書の貸出しや返却についてセルフ化の本格的な稼働や視聴覚コーナーの改修を進めます。

「いぬやまスポーツコミッション」につきましては、犬山の地域資源を生かし、地域に根差したスポーツ活動に対して積極的に支援を行うことにより地域の活性化につなげ、スポーツによる人づくり、まちづくりを進めてまいります。

城山整備の一環として、針綱神社社務所北側付近にあった黒門の復元については、令和4年度の調査結果を踏まえ、建物位置の特定のための調査を継続します。

防災対策については、犬山城全体の恒久的な保存を図るため、天守だけでなく史跡を含め、設備面と運用面の両面から検討した上で、「犬山城防災対策計画」を策定します。

NHK大河ドラマ「どうする家康」に関連して注目度が上昇する小牧・長久手の戦いについては、令和3年11月に締結した「小牧・長久手の戦い同盟」の加盟自治体と連携を深めます。また、市独自の事業として、市内のゆかりの地を巡り「合戦印」を集める「合戦印ラリー」を実施し、さらに、令和4年度に開講した市民総合大学での講座「小牧・長久手の戦いと犬山」の講演録を発刊します。

最後に「消防」です。

複雑・多様化する災害から市民の安心・安全を守るため、救助工作車の更新等、装備の充実に努めてまいります。

また、令和5年7月には、新しい消防団第5分団車庫の運用を開始いたします。

消防団活動では、団員の確保に向けて、事業所や地域住民の理解促進に努めてまいります。

次に、住宅火災予防として、住宅用火災警報器の設置や機器の取替えを促進し、住宅火災による死傷事故の防止と防火意識の高揚を図ってまいります。

犬山消防署では、年々増加する救急件数に対応するため、救急救命士の養成や現場活動時間の短縮に努めてまいります。

また、小中学校の生徒を対象にしたジュニア救命講習を開催し、命の大切さや救命法の重要性を幼少期から根づかせる取組を行います。

以上、令和5年度の当初予算並びに市政に臨む私の施策について述べてまいりました。

私は、「先憂後楽」を意識してきました。私の中の先憂後楽は、先に嫌なことをやって、後で楽しむという言葉ではありません。先に行く人は憂い行動し、後に行く人がより心地よく続いていけるようにしていこうというリーダー論を意味するものです。

「先憂後楽」を腹に据え、個人の損得ではなく、犬山の未来のために力の限りを尽くします。そのために、何事も諦めず、遠ざけず、知らないふりをしません。正直に、真面目に、丁寧に向き合っていきます。そして、勇気を持って一步を踏み出す挑戦を忘れません。

また、政策実現という想いを形に変えるためには、議会と市民皆さんとの議論や対話は不可欠であり、そのプロセスを大切にしていきます。特に犬山市議会の皆さんは、市民のための議会改革を实践され、積極的な議員提案を重ねるなど、これからのあるべき議会の姿勢を

示す議会活動の先進的存在です。そのような市議会皆さんと切磋琢磨・協力しつつ、犬山市の未来のため、犬山市民皆さんのための政策実現の努力を重ねます。

就任から2か月が経過して、1期目の原市政が始まります。市民皆さんが真ん中にいる「やさしく」「げんきな」まちで、ずっとずっと犬山に住みたい、これから犬山に住み続けたいと思ってもらえる犬山づくりのため、市民皆さんに寄り添い、近い存在で、信頼できる市長でいられるよう徹底して全力を尽くしていきます。

議員各位はじめ、市民皆さんのご理解、ご協力をお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 施政方針演説は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第5 第1号議案から第45号議案まで

◎議長（三浦知里君） 日程第5、第1号議案から第45号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。

第1号議案から第45号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

第1号議案から第45号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

江口副市長。

〔副市長 江口君登壇〕

◎副市長（江口俊也君） それでは、令和5年2月定例議会に提出いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。

今回の定例議会では、皆様のお手元にお届けしたとおり、45の議案を提出させていただいております。内訳としましては、条例案件27件、単行案件5件、令和5年度当初予算案件8件、令和4年度補正予算案件5件でございます。

私からは条例案件及び単行案件について説明させていただき、予算案件につきましては、それぞれの担当部長から説明をさせていただきます。

お手元の議案と説明の順番が前後いたしますけれども、ご了承のほどよろしく願いいたします。

初めに、第1号議案、犬山市個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてご説明

いたします。

この案を提出しますのは、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体にも同法が適用されることとなることから、法施行に必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

内容についてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第1条では、この条例の趣旨について、第2条では、用語の定義について、第3条では不開示とする情報について定めるものです。

第4条から第10条までは、個人情報の開示や訂正、利用停止の手続について定め、第11条については、委任について定めるものです。

附則の第1条では、施行期日を、第2条及び第3条では、犬山市個人情報保護条例の廃止及び廃止に伴う経過措置について定め、第4条から第6条までは犬山市個人情報保護条例を引用している条例の一部改正について定めるものでございます。

次に、第2号議案、犬山市個人情報保護審査会条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、犬山市個人情報保護審査会の根拠条例となっている犬山市個人情報保護条例を廃止するため、新たに同審査会の根拠条例を制定するものでございます。

内容についてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第1条では、この条例の趣旨について、第2条では、審査会の設置について、第3条では用語の定義について定めるものです。

第4条から第6条までは、審査会の所掌事項などについて、第7条から第13条までは、審査会での審査手続などについて定めるものでございます。

第14条では、委任について、第15条では、罰則について定めております。

附則の第1条では、施行期日を、第2条では、犬山市個人情報保護条例の廃止に伴う審査会に関する経過措置を定めるものでございます。

次に、第3号議案、犬山市消防庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、犬山市消防庁舎建設基金を設置するため必要があるからです。

2ページをお願いいたします。

第1条では、条例の趣旨について、第2条では、設置について、第3条では、積立てについて、第4条では、管理について、第5条では、運用益金の処理について、第6条では、処分について、第7条では、繰替運用について、そして第8条では、委任について定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

次に、第4号議案、犬山市総合計画審議会設置条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、犬山市総合計画審議会の委員に係る失職要件の廃止などをするため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

第2条では、市長の諮問に応じて調査及び審議する事項について、「総合的計画」を「総合計画、地方創生に関する事項等」に改めるものです。

第5条では、委員の失職要件を削除いたします。

その他、これらの改正に合わせて字句の修正及び会長、副会長の職務を整理するものです。条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

次に、第5号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会を設置するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページの新旧対照表によりご説明いたします。

別表第1では、市長の附属機関として、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会を追加するものです。

条例の施行の日などについては、附則のとおりでございます。

次に、第6号議案、犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、会計年度任用職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、6ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

別表第1では、一般職の給与改定に準じ、給料表を改定し、職種ごとに給料月額の上上げを行うものです。

時給単価で2,000円未満の職種について、10円から30円を引き上げるものです。

合わせて給料月額を統合するため、一部の号給について削除をさせていただきます。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

次に、第7号議案、犬山市税条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、法人市民税の法人税割の税率の特例期間を5年間延長するため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

令和5年3月31日までに終了する事業年度分の法人市民税の法人税割の税率を100分の6から100分の8.4とする特例について、適用期間を5年間延長し、令和10年3月31日までに終了する事業年度分までとするものでございます。

条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

次に、第8号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、埋火葬証明書の交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

埋火葬証明書は、墓地、納骨堂、火葬場が交付する証明書ですが、現在、該当する施設が存在せず、交付することがないため削除するものです。

条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

次に、第9号議案、犬山市子ども・子育て会議条例等の一部改正についてご説明いたしま

す。

この案を提出しますのは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

4 ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係から第5条関係までの改正では、いずれも引用する法律の改正による条項ずれに対応するものです。

施行の日については、附則のとおりでございます。

次に、第10号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準などの改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

3 ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係の第26条、及び第2条関係の第13条において、懲戒権に関する規定を削除するとともに、合わせてその他の引用する法律の改正による条項ずれに対応するものです。

施行の日については、附則のとおりでございます。

次に、第11号議案、犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、国からの通知などにより、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5 ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。

第6条では、基本利用料及びその他の利用料について、別表第1及び別表第2に定めるとともに、合わせてその他の用語の整理など、所要の改正を行うものです。

施行の日については、附則のとおりでございます。

次に、第12号議案、犬山市国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、出産・育児一時金の支給額の増加などをするため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3 ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。

国民健康保険の被保険者とならない者を定めた第3条の2中第1号を削除するものです。

第4条では、出産育児一時金の額を42万円から50万円とするものです。

第6条では、現在行っている保健事業に合わせて項目の整理を行います。

条例の施行の日などについては、附則のとおりです。

次に、第13号議案、犬山市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、国民健康保険税の課税額などを改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

4 ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。

第2条では、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額をそれぞれ引き上げるものです。

第3条では、基礎課税額の所得割額を、第4条では、基礎課税額の均等割額を、第5条では、基礎課税額の平等割額をそれぞれ引き上げるものです。

第8条では、介護納付金課税額の所得割額を、第9条では、介護納付金課税額の均等割額を、第9条の2では、介護納付金課税額の平等割額をそれぞれ引き上げるものです。

第23条では、均等割額及び平等割額に係る軽減判定所得の算定方法について改めます。

制定附則第3項では字句の修正を行います。

条例の施行の日などについては、附則のとおりです。

次に、第14号議案、犬山市職員の再任用に関する条例の廃止についてから第24号議案、犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまで、一括してご説明をさせていただきます。

これらの案を提出しますのは、地方公務員法の改正による市職員の定年延長制度の導入に伴い、条例の一部を改正及び廃止するものです。

制度の主な内容についてご説明いたします。

定年延長制度は、職員の定年を現在の60歳から、令和5年度より2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とするものです。

組織の新陳代謝と活力を維持するため、役職定年制度を導入し、60歳を管理職として勤務する上限年齢とし、課長補佐級以上の管理職員は61歳となる年度の4月1日からは、5級の統括主査職以下に降任するものとします。

61歳となる年度の4月1日以降の給料月額及び給料月額に連動する地域手当などの支給額については7割水準となります。

給料月額に連動しない扶養手当、住居手当などは、役職定年前と同額となります。

退職手当については、従来の60歳定年で退職する場合に比べ、不利益とならないよう、当分の間、60歳に達した年度末までの期間分は、減額前の給料月額を基本額として計算することとします。

また、健康上、人生設計上の理由などによる多様な働き方を可能にするため、定年前再任用短時間勤務制度を新設いたします。

この制度は、60歳到達後、本人の希望により、短時間勤務の職で再任用するものです。定年前再任用職員の任期は、定年延長後の定年退職日までとなります。

任用は選考の上で行うものとし、給料月額や諸手当、休暇、休業制度については、現行の再任用制度と同様となります。

合わせて定年が段階的に引き上げられる期間においては、65歳まで再任用ができるよう、経過措置として暫定再任用職員制度を新設いたします。

正規職員においては、定年後、定年前再任用短時間勤務職員においては、任期満了後に選考の上、暫定再任用職員として任用を行います。

現行の再任用職員については、令和5年4月1日より暫定再任用職員に移行します。

給料や勤務時間については、定年前再任用短時間勤務職員と同様となりますが、任期については1年を超えない範囲内となります。

以上ご説明しましたとおり、定年延長制度導入に伴い、第15号議案から第24号議案におい

て必要な条例改正を、また第14号議案では、暫定再任用職員制度の新設に伴い、現行の再任用制度が廃止されますので、関連条例を廃止するものです。

各条例の施行の日などについては、それぞれの条例の附則のとおりでございます。

次に、第25号議案、犬山市行政財産の目的外使用料条例等の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、公の施設に係る使用料の額の改定などのため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、22ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係の改正では、行政財産目的外使用料の徴収時期、及び端数処理についての規定を、現状の運用に合わせて追加するものです。

同じく22ページの第2条関係から35ページの第19条関係までの改正では、公共施設使用料の見直しに関する基本方針に基づき、平成30年度から令和3年度までの施設の維持管理費の実績を基に、公共施設の使用料の見直しを行うものです。

施行の日などについては、附則のとおりでございます。

次に、第26号議案、犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市福祉活動センターに係る使用料の額の改定などのため、条例の一部を改正するものです。

5ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条では、施設内の部屋の名称を正確にするとともに、別表では公共施設使用料の見直しに関する基本方針に基づき、使用料の見直しを行うものです。

条例の施行の日などについては、附則のとおりです。

次に、第27号議案、楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、楽田ふれあいセンターに係る使用料の額の改定などのため、条例の一部を改正するものでございます。

5ページの新旧対照表をお願いいたします。

第4条では、楽田出張所の移転に伴う改修工事により、楽田ふれあいセンター内のレイアウトを変更するため、視聴覚コーナー及び情報サロンを削除し、別表では公共施設使用料の見直しに関する基本方針に基づき、使用料の見直しを行うものです。

条例の施行の日などについては、附則のとおりでございます。

次に、第28号議案、犬山市基本構想及び基本計画の策定についてご説明します。

この案を提出しますのは、現在の第5次犬山市総合計画の計画期間満了に伴い、新たに基本構想及び基本計画を策定するものでございます。

かつては地方自治法により、基本構想を策定することが義務づけられていましたが、平成23年にその規定が廃止され、現在は犬山市協働のまちづくり基本条例第20条が根拠となります。

本計画は、総合計画審議会への公募市民の参加、市民意識調査をはじめ、市民、団体など

に対する各種アンケート、地区別タウンミーティングなどを実施し、市民とともに考え、積み上げて策定したものです。

それでは、第6次犬山市総合計画の概要についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

まず、計画期間についてです。社会情勢が目まぐるしく変化する中であっても、それに振り回されないまちの将来像を定めるため、基本構想の計画期間を8年としました。

一方で、市の施策の取組の方向性を定める基本計画については、社会情勢の変化に迅速に対応ができるよう、計画期間を4年としています。

ただし、必要に応じて期間満了を待たずとも、適宜見直しができることとしています。

次に、基本構想についてです。

35ページをお願いいたします。

まちの将来像を「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」としました。

犬山らしさを端的に表現し、他の自治体との差別化を図るとともに、市民意識調査や審議会などでキーワードとして出た循環や持続可能性の要素も盛り込んでいます。

40ページをお願いいたします。

人口ビジョンでは、このまま何も手を打たなければ、犬山市の人口は西暦2060年に5万1,000人まで減少する見込みとなっています。出生率の向上や、社会移動率の改善により、人口減少を抑制することで、同年における目標人口を5万1,000人ではなく6万人としています。そこから逆算をして、第6次犬山市総合計画の計画期間最終年度である令和12年度における目標人口を6万9,818人といたします。

48ページをお願いします。

基本計画です。基本計画では、まちの将来像の実現に向けた各施策の取組の方向性を示すとともに、施策ごとに基本計画の最終年度である令和8年度、2026年度における達成指標を設定しています。達成指標については、毎年度進捗を確認し、PDCAサイクルを回すことにより、計画の適切な進行管理を実行しています。

次に、第29号議案、投石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

この案を提出しますのは、犬山市立羽黒南子ども未来園の過失により発生した園児による投石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2ページをお願いします。

本件の事故は、令和4年10月11日、羽黒南子ども未来園で発生したもので、和解及び損害賠償の内容については、市の過失割合を100%とし、投石により被害を受けた車両の修理などに係る費用の全額を市が負担するものです。

損害賠償額は修理費及び代車費用として、合わせて60万3,909円となります。

なお、この損害賠償については、全額が全国市長会学校災害賠償補償保険の対象として賄われるものでございます。

次に、第30号議案、市道路線の廃止についてご説明します。

この案を提出しますのは、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道7路線の廃止の議決を求めるものです。

番号1から6については、富岡荒井線の完成に伴い、周辺路線の重複や起終点の変更が生じたため、一旦廃止し、路線の分割や起終点を変更して認定し直すものです。

番号7については、民間事業者の宅地開発事業に伴い、道路機能が不要となる路線の払下げを行うため、廃止するものです。

廃止する路線名、起点、終点を表した図面を添付してありますので、ご参照ください。

今回廃止する路線の延長は、4,107.6メートルでございます。

次に、第31号議案、市道路線の認定についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、道路法第8条第2項に基づき、市道13路線の認定の議決を求めるものです。

番号1から番号11については、第30号議案で一旦廃止した路線を分割し、路線の認定をするものや、起点または終点を変更して、再度路線の認定をするものです。

番号12及び番号13については、住宅開発区域内の帰属を受けた道路を新たに路線認定するものです。

認定する路線名、起点、終点を表した図面を添付してありますので、ご参照ください。

今回認定する路線の延長は、3,921.4メートルでございます。

次に、第45号議案訴え提起前の和解についてご説明します。

この案を提出しますのは、五ヶ村排水区整備事業に係る事業用地の取得に当たって、犬山市が対象土地の所有権を有することが確認できる確定判決が必要となったことから、確定判決と同一の効力を有する和解調書の交付を受けるため、裁判所に訴え提起前の和解の申立てをする必要があるからです。

内容についてご説明します。

対象となる土地の所在については、犬山市楽田巾一丁目2番、地目は畑、地積は70平方メートルです。

和解条項は3点です。

- 1点目は、犬山市が対象土地の所有権を有すること。
- 2点目は、当事者間には和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないこと。
- 3点目は、和解費用は各自の負担とすることです。

和解の相手方は、不在者である大字羽黒新田共有惣代福富富次郎の不在者財産管理人である弁護士、渡邊海太です。

以上で、私からの議案説明を終わります。

◎議長（三浦知里君） 傍聴の方に申し上げます。議事の進行の妨げになりますので、私語は慎んでいただきますようご協力お願いいたします。

続いて、鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） 私からは、第32号議案及び第40号議案について説明をさせていた

だきます。

最初に、第32号議案、令和5年度犬山市一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書の5ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額を281億7,568万6,000円と定め、第2条は、10ページの第2表地方債のとおり、災害援護貸付金と12の事業債のほか、臨時財政対策債の限度額等について定め、第3条は、一時借入金の最高額を10億円とし、第4条は、預金債権と地方債債務とを相殺できる旨について、第5条は、給料、職員手当等及び共済費に限り同一款内で項をまたぐ流用を可能とする旨を定めています。

なお、以降の説明に際し、この予算の特徴となる新規事業や主要事業につきましては、冒頭の市長の施政方針のとおりでございますので、私からは金額を中心とした予算の全体像についてご説明をさせていただきます。

まず、予算の総額としましては、令和4年度の当初予算に比べ、金額にして17億6,197万8,000円、率にして6.7%の増加となりました。

主な増加要因は、まず、3款の民生費で、障害者自立支援給付などの扶助費の増額や、病児保育施設整備に対する補助などにより、3款全体で約5億1,000万円、4款の衛生費で、出産・子育て応援交付金や、带状疱疹ワクチン接種助成、城東小学校南側多目的広場の整備などにより、4款全体で約4億8,000万円、9款の教育費で、犬山南小学校の整備や、旧市民プールの解体などにより、9款全体で約10億4,000万円の増額となったことなどが上げられます。

次に、6ページ及び7ページの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。

まずは、歳入についてご説明します。

1款の市税では、個人市民税、法人市民税をはじめとした多くの税目で増収を見込み、全体としては対前年度比で3.7%の増加となる118億1,414万1,000円を計上し、2款の地方譲与税から10款の地方特例交付金までは、国や県による試算などを用いて算定を行い、11款の地方交付税では、原資となる国税で令和4年度に大幅な増収となったことなどを受け、対前年度比で11.9%の増加となる17億8,301万5,000円を計上しました。

12款の交通安全対策特別交付金から16款の県支出金までは、令和4年度の決算見込みや、関連する支出に基づいた算定を行い、17款の財産収入では、天神汚水処理場跡地など、普通財産の売却による収入を見込むほか、土地建物の貸付料や広告料などを計上いたしました。18款の寄附金では、ふるさと犬山応援寄附金として令和4年度より1億円の増となる11億円を見込み、19款の繰入金では、令和4年12月までに寄せられたふるさと犬山応援寄附金のほか、この予算全体の財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を計上いたしました。

20款の繰越金では、令和4年度の決算見込額を計上し、21款の諸収入では、実績などに基づく算定を行いました。

また、22款の市債では、国税収入が順調であったことから、地方交付税の代わりとなる臨時財政対策債の減額を見込んだほか、将来負担を見通した事業債の抑制により、約7億3,000万円となる犬山南小学校の整備に係る事業債を含めても、全体として対前年度比で約1億6,000万円の増額にとどめ、市債の総額としては12億9,425万2,000円を計上いたしまし

た。

続きまして、8ページ及び9ページの歳出については、令和4年度当初予算との比較を申し上げます。

1 款の議会費は、3.6%の減少となる2億3,754万円、2 款の総務費は0.4%の減少となる42億1,115万9,000円、3 款の民生費は5.3%の増加となる102億3,490万5,000円、4 款の衛生費は、20.0%の増加となる28億5,554万2,000円、5 款の農林業費は、6.6%の減少となる2億8,315万9,000円、6 款の商工費は、19.1%の減少となる6億673万7,000円、7 款の土木費は、10.6%の減少となる22億424万6,000円、8 款の消防費は、17.9%の増加となる12億2,197万5,000円、9 款の教育費は、32.4%の増加となる42億6,294万3,000円、10 款の災害復旧費は、同額の4,800万円、11 款の公債費は、ほぼ横ばいとなる19億4,947万9,000円、12 款の諸支出金は、同額の頭出しのみ、13 款の予備費は、同額の6,000万円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、11ページ以降に事項別明細書、300ページ以降に給与費明細書、309ページ以降に債務負担行為と地方債の調書を、また315ページには目的税の充当状況を添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、第40号議案、令和4年度犬山市一般会計補正予算（第16号）についてご説明します。

この補正予算におきましては、例年どおりの実質収支の適正化を目的とした減額補正を計上したほか、燃料費高騰に伴う光熱費の増額を計上いたしました。項目が歳入歳出の広範に及びますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

第1条は、予算の総額に6億3,902万8,000円を増額し、総額を306億1,530万3,000円と定めるもので、第2条は、繰越明許費の補正、第3条は、地方債の補正を行うものです。

次ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳出の主な内容についてご説明いたします。

2 款の総務費では、職員の自己都合退職に伴う手当の増額や、財源調整のための財政調整基金積立金の増額、ふるさと犬山応援寄附金が堅調なことに伴う返礼品や積立金の増額などを行い、3 款の民生費では、寄附による福祉基金積立金の増額や、公定価格の改正に伴う民間保育所に対する運営委託料の増額などを行い、4 款の衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、国の取扱いなどは示されておりませんが、4月以降も継続できるように、予算の組組み替えを行うほか、過年度の事業経費の確定に伴う国庫支出金返還金の計上などを行い、5 款の農林業費では、国の補正予算を活用するために、令和5年度に愛知県が実施する防災ダム事業に対する負担金の一部を令和4年度予算として計上を行い、6 款の商工費では、入湯税などを財源とした観光事業振興基金への積立てを計上し、7 款の土木費では、国の補正予算を活用するために、令和5年度に愛知県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金の一部を、令和4年度予算として計上を行い、9 款の教育費では、国の補正予算を活用するために、令和5年度に実施する保健衛生用品の購入を令和4年度予算として計上を行い、13 款の予備費では、これまでの充用により目減りした額の補填として増額を行いました。

なお、歳入では、実績を勘案した市税の増減をはじめ、これまでの交付状況や、国と県の

見込みなどを勘案した譲与税と交付金の増減、施設等の利用状況に合わせた使用料及び手数料の増減、歳出に合わせた国と県の支出金の増減、決算見込みに合わせた財産収入、寄附金、繰入金、諸収入の増減を行ったほか、市債においては、事業費の変動などによる減額を行いました。

5ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正では、公有財産マネジメント推進事業など16の事業について、令和5年度への繰越しを設定するほか、6ページでは、犬山南小学校整備事業について、繰越額の増額変更を計上しました。

7ページの第3表では、歳入と合わせた市債の変更の補正を行うものです。

なお、詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

私からの説明は以上です。

◎議長（三浦知里君） 続いて、高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 私からは、第33号議案、第36号議案、第37号議案及び第43号議案について説明をさせていただきます。

最初に、第33号議案、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算についてご説明します。予算書の319ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を68億6,738万2,000円と定め、第2条は、一時借入金の最高額を1億円とし、第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。

次ページ見開きの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。

まずは歳入についてご説明します。

1款国民健康保険税では、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として14億1,780万8,000円、4款県支出金では、保険給付費に対する県の交付金などとして48億2,767万1,000円、6款繰入金では、保険基盤安定繰入金などとして5億9,534万1,000円を計上するものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

2款保険給付費では、療養諸費や高額療養費などとして48億1,087万3,000円、3款国民健康保険事業費納付金では、県への納付金として19億2,004万8,000円、5款保健事業費では、特定健康診査、糖尿病性腎症重症化予防対策の事業費などとして9,409万2,000円を計上するものです。

なお、詳細につきましては、323ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

続いて、第36号議案、令和5年度犬山市介護保険特別会計予算についてご説明します。

予算書の399ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を58億3,287万2,000円と定め、第2条は、一時借入金の最高額を1億円とし、第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。

まず、歳入についてご説明します。

1款保険料は、第1号被保険者の介護保険料として19億9,426万8,000円、3款国庫支出金

は、介護給付費に対する国の負担分として12億2,321万5,000円、4款支払基金交付金は、第2号被保険者の介護保険料に相当する交付金として15億1,517万円、5款県支出金は、介護給付費に対する県の負担分として8億2,386万7,000円、7款繰入金は、介護給付費に対する市の負担分や、介護保険事業給付費基金からの繰入金として9億8,184万5,000円を計上するものです。

続いて、歳出についてご説明します。

1款総務費は、要介護認定に係る費用などとして4,199万4,000円、2款保険給付費は、介護サービス、介護予防サービスなどの費用として54億1,198万9,000円、4款地域支援事業費は、介護予防事業などの費用として3億4,356万円を計上するものです。

なお、詳細につきましては、403ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

続いて、第37号議案、令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明します。

予算書の431ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を15億518万5,000円と定めるものです。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。

まず、歳入についてご説明します。

1款後期高齢者医療保険料は、被保険者の保険料として12億5,184万8,000円、3款繰入金は、一般会計からの法定負担分などとして2億5,063万6,000円を計上しました。

続いて、歳出についてご説明します。

1款総務費では、事業の事務費などとして、1,348万5,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料等負担金などとして14億8,900万2,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、435ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

最後に、第43号議案、令和4年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額から187万円を減額し、総額を58億8,175万6,000円と定めるものです。

次ページ、見開きの歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入の主な内容についてご説明します。

3款1項国庫負担金及び5款1項県負担金では、歳出予算の組替えに伴い、歳入予算の組替えを行うものです。

6款2項基金運用収入では、13万円の増額補正を計上し、7款1項一般会計繰入金では、200万円の減額補正を計上しました。

続きまして、歳出の主な内容をご説明します。

1款3項介護認定審査会費では、200万円の減額補正を計上し、2款1項介護サービス費、2項介護予防サービス費及び5項その他諸費では、予算の組替えを行い、5款1項基金積立金では、13万円の増額補正を計上するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

私からの説明は以上です。

◎議長（三浦知里君） 続いて、中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村浩三君） 私からは第34号議案及び第41号議案について説明をさせていただきます。

初めに、第34号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計予算についてご説明します。
予算書の349ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を2億4,484万8,000円と定めるものです。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。

まず、歳入についてご説明します。

1款事業収入で、犬山城の入場登閣料などとして1億8,801万2,000円、2款国庫支出金で、国宝重要文化財等保存活用事業費補助金として1,415万6,000円、3款財産収入で、施設整備基金運用収入として30万円、4款繰入金で、犬山城施設整備基金より4,201万9,000円、5款繰越金で1,000円、6款寄附金で36万円を計上いたしました。

続いて、歳出についてご説明します。

1款犬山城費で、施設管理委託料や維持補修工事請負費などとして2億3,484万8,000円、2款予備費で1,000万円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、353ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

続いて、第41号議案、令和4年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

この補正予算は、光熱水費の増額を行い、同額の予備費を減額するものであるため、予算の総額に変更はありません。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。

歳出の1款1項犬山城費で、29万6,000円を増額し、2款1項予備費で同額の減額を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

私からの説明は以上です。

◎議長（三浦知里君） 続いて、中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 私からは第35号議案及び第42号議案について説明をさせていただきます。

初めに、第35号議案、令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算についてご説明します。

予算書の377ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を6,120万7,000円と定めるものです。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。

1款繰入金で、一般会計からの繰入金として5,904万6,000円、2款寄附金で15万円、4款諸収入で、鵜飼事業運営費負担金などとして201万円を計上しました。

続いて、歳出についてご説明します。

1 款鵜飼事業費として、鵜匠の人件費のほか、鵜管理事務所の維持費や鵜の飼育費など 6,120万6,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、381ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

続いて、第42号議案、令和4年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額から531万6,000円を減額し、総額を5,949万6,000円と定めるものです。

第2条は、繰越明許費の補正を行うものです。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳出についてご説明します。

1 款1 項運営費で、人件費の不用分精査等により、委託料の531万6,000円の減額補正を計上しました。

続きまして、歳入についてご説明します。

1 款1 項一般会計繰入金で、同額の減額補正を計上しました。

4 ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費では、屋形船（若あゆ丸）高質化事業について、令和5年度への繰越しを設定しました。

なお、詳細につきましては、5 ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

私からの説明は以上です。

◎議長（三浦知里君） 最後に、森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 私からは第38号議案、第39号議案及び第44号議案について説明させていただきます。

初めに、第38号議案、令和5年度犬山市水道事業会計予算についてご説明します。

予算書の447ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量について、給水戸数を3万1,800戸、年間総給水量を913万4,636立方メートル、1日平均給水量を2万4,958立方メートルと定めるものです。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入としましては、第1款水道事業収益で13億3,223万4,000円とするものです。

主なものは、第1項営業収益で、給水収益などです。

支出としまして、第1款水道事業費用で13億1,927万1,000円とするものです。主なものは、第1項営業費用で、県営水道からの受水や水道施設の維持管理、料金収入など、水道事業全般の運営に関する費用及び固定資産の減価償却費などです。

収入から支出を引いた差額は、1,296万3,000円を見込んでおります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入としましては、第1款資本的収入で、1億137万5,000円とするものです。

主なものは、第4項負担金で、新規メーターの設置に係る分担金や開発に伴う工事負担金などです。

448ページをお開きください。

支出としましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費の6億7,682万1,000円で、水道管の布設替えなどを行う工事請負費です。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費1億481万7,000円と定めるものです。

第6条は、他会計からの補助金で、一般会計から補助を受ける金額として92万円と定めるものです。

第7条は、たな卸資産購入限度額で、1,396万6,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、449ページ以降の予算に関する説明書をご参照ください。

続いて、第39号議案、令和5年度犬山市下水道事業会計予算についてご説明します。

477ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量について、処理戸数を1万9,700戸、年間総排水量を516万2,300立方メートル、1日平均排水量を1万4,105立方メートルと定めるものです。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入として第1款下水道事業収益で16億7,803万4,000円とするものです。

主なものは、第1項営業収益では、下水道使用料などの使用料収益、第2項営業外収益では、一般会計からの他会計補助金や長期前受金戻入などです。

支出としましては、第1款下水道事業費用で16億7,803万4,000円とするものです。

主なものは、第1項営業費用では、下水道管の維持管理などを行う污水管渠費、流域下水道の施設利用に伴う流域下水道維持管理負担金、固定資産の減価償却費などです。

第2項営業外費用では、企業債の利益を支払う支払利息及び企業債取扱い諸費などです。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものです。

収入としまして、第1款資本的収入で、16億6,350万2,000円とするものです。

主なものは、第1項企業債では、建設資金に充てるため借り入れる企業債、第3項補助金では、国からの補助金などです。

支出としましては、第1款資本的支出で、20億7,010万7,000円とするものです。

主なものは、第1項建設改良費では、污水管路の建設に係る污水管路建設費、雨水管路の建設に係る雨水管路建設費など、第2項企業債償還金では、企業債の償還を行う企業債償還金です。

第5条は、企業債の目的などを定めるもので、限度額を8億3,670万円とするものです。

第6条は、一時借入金の限度額を9億円とするものです。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費6,415万1,000円を定めるものです。

第8条は、他会計からの補助金で、一般会計から補助を受ける金額として5億8,330万6,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、481ページ以降の予算に関する説明書をご参照ください。

最後に、第44号議案、令和4年度犬山市水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をお願いするもので、収入としましては、第1款水道事業収益のうち、営業外収益で160万円を増額し、総額を13億2,359万7,000円とするものです。

支出としましては、第1款水道事業費用のうち、営業外費用で160万円を増額し、特別損失で106万3,000円を増額し、総額を12億5,451万7,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対する不足額を4億8,228万9,000円とするとともに、補填財源として過年度分損益勘定留保資金を4億4,043万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額を4,185万4,000円とするとともに、支出としまして、第1款資本的支出を6,000万円減額し、総額を5億7,863万1,000円とするものです。

この補正予算の内容については、特定収入割合の増加に伴う消費税計算に関連する収益及び費用を補正するもの、令和3年度に取得した固定資産の価格の修正を、過年度損益修正損として計上するもの、決算見込みにより機械装置等の工事請負費を減額するものです。

なお、2ページ以降に実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表及び実施計画明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

◎議長（三浦知里君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日22日は議案精読のため休会として、24日午前10時から本会議を再開いたしまして、第29号議案及び第40号議案から第45号議案までに対する審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時53分 散会